

# 兵庫県公報

平成29年9月1日 金曜日 第2931号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告 示   | ページ |
|---|-----|
| ○平成29年度自衛官候補生採用試験の実施（市町振興課）                   | 1   |
| ○平成29年度後期技能検定の実施（能力開発課）                       | 2   |
| ○平成29年度砂利採取業務主任者試験の実施（工業振興課）                  | 9   |
| ○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）                | 9   |
| ○平成29年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課） | 10  |
| ○平成29年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別伐倒駆除）（同）      | 11  |
| ○平成29年度第3・四半期における保安林の皆伐限度面積（同）                | 11  |
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）        | 12  |
| ○同上（同）  | 16  |
| 公 告   |     |
| ○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）                   | 19  |
| 公安委員会告示                                       |     |
| ○平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）の一部改正           | 19  |
| ○平成17年兵庫県公安委員会告示第100号（運転免許取得者教育施設の認定）の一部改正    | 19  |

## 告 示

### 兵庫県告示第792号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成29年度自衛官候補生の採用試験期日、受付期間、試験会場、合格発表及び採用時期を次のとおり告示する。

平成29年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 試験期日等

| 区分 | 試験期日  | 受付期間                         | 試験会場                             | 合格発表       | 採用時期                 |
|----|---|------------------------------|----------------------------------|------------|----------------------|
| 女子 | 平成29年9月23日（土）<br>又は同月25日（月）の<br>指定されたいずれか1<br>日   | 平成29年9月4日（月）<br>から同月14日（木）まで | 陸上自衛隊千僧駐屯<br>地<br>（伊丹市広畑1―<br>1） | 試験時に<br>告知 | 採用予定通<br>知書により<br>告知 |
| 男子 | 平成29年9月24日（日）<br>又は同月25日（月）の<br>指定されたいずれか1<br>日   |                              |                                  |            |                      |
| 女子 | 平成29年9月30日（土）                                     |                              |                                  |            |                      |
| 男子 | 平成29年9月30日（土）<br>又は同年10月1日（日）<br>の指定されたいずれか<br>1日 |                              |                                  |            |                      |

2 問合せ先

| 名 称         | 場 所                                   | 電話番号           |
|-------------|---------------------------------------|----------------|
| 自衛隊兵庫地方協力本部 | 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3<br>(神戸防災合同庁舎4階)      | (078) 261-8600 |
| 同 神戸出張所     | 神戸市中央区北長狭通4丁目7-6<br>(インペリアル・トラストビル3階) | (078) 327-8026 |
| 同 北神戸募集案内所  | 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1階)           | (078) 594-9178 |
| 同 西神戸募集案内所  | 神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2階)             | (078) 797-8185 |
| 同 伊丹分駐所     | 伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)                 | (072) 783-9609 |
| 同 伊丹地域事務所   | 伊丹市中央1丁目2-5<br>(グランドハイツコーワビル2階)       | (072) 770-7800 |
| 同 西宮地域事務所   | 西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2階)                 | (0798) 66-7066 |
| 同 加古川地域事務所  | 加古川市加古川町寺家町45<br>(加古川産業会館JAビル7階)      | (079) 426-3290 |
| 同 青野原分駐所    | 小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)                    | (0794) 66-7959 |
| 同 姫路地域事務所   | 姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD)                 | (079) 282-0535 |
| 同 相生地域事務所   | 相生市旭1-3 (相生地方合同庁舎2階)                  | (0791) 23-2750 |
| 同 豊岡出張所     | 豊岡市大手町8-35                            | (0796) 22-3978 |
| 同 柏原地域事務所   | 丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2階)            | (0795) 72-1949 |
| 同 淡路島駐在員事務所 | 洲本市栄町2丁目1-20                          | (0799) 24-2449 |



兵庫県告示第793号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成29年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成29年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日程及び実施職種

(1) 学科試験

別表のとおり行う。

(2) 実技試験

別表の検定職種について、平成29年12月4日（月）から平成30年2月18日（日）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

（受検申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、神戸県民センター県民交流室県民課、阪神南県民センター県民交流室県民運動課、阪神北県民局県民交流室地域振興課、東播磨県民局地域振興室県民課、北播磨県民局県民交流室県民交流課、中播磨県民センター県民交流室産業観光課、西播磨県

民局県民交流室地域づくり課、但馬県民局地域政策室地域づくり課、丹波県民局県民交流室地域振興課及び淡路県民局県民交流室県民・商工労政課並びに協会において配布する。）

イ 申請者が本人であることを確認できる書類の写し

ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出期間

平成29年10月2日（月）から同月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

郵送による場合は、平成29年10月13日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1階）

兵庫県職業能力開発協会

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を現金で納付すること。

なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

平成30年3月16日（金）に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課及び協会において「平成29年度後期技能検定合格者名簿」を設置して行うほか、協会ホームページにおいて合格者の受検番号を公表することにより行う。

なお、電話による可否の回答は行わない。

(2) 合格通知

技能検定合格者には兵庫県から、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には協会から、平成30年3月16日（金）付けの書面でそれぞれ通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、合格した等級の技能士章が交付される。

6 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課

電話（078）362-3369

(2) 兵庫県職業能力開発協会

電話（078）371-2091

別表

特級

| 検定職種    | 学科試験日         | 受検手数料（円） |       |
|---------|---------------|----------|-------|
|         |               | 実技試験     | 学科試験  |
| 鋳造      | 平成30年1月28日（日） | 17,900   | 3,100 |
| 金属熱処理   |               |          |       |
| 機械加工    |               |          |       |
| 放電加工    |               |          |       |
| 金型製作    |               |          |       |
| 金属プレス加工 |               |          |       |

|           |
|-----------|
| 工場板金      |
| めっき       |
| 仕上げ       |
| 機械検査      |
| ダイカスト     |
| 電子機器組立て   |
| 電気機器組立て   |
| 半導体製品製造   |
| プリント配線板製造 |
| 自動販売機調整   |
| 光学機器製造    |
| 内燃機関組立て   |
| 空気圧装置組立て  |
| 油圧装置調整    |
| 建設機械整備    |
| 婦人子供服製造   |
| 紳士服製造     |
| プラスチック成形  |
| パン製造      |

1 級

| 検定職種    | 作業                   | 学科試験日          | 受検手数料（円） |       |  |
|---------|----------------------|----------------|----------|-------|--|
|         |                      |                | 実技試験     | 学科試験  |  |
| 機械検査    | 機械検査                 | 平成30年 1月21日（日） | 14,900   | 3,100 |  |
| 婦人子供服製造 | 婦人子供既製服パターン<br>メイキング |                |          |       |  |
| 金属溶解    | 鋳鋼溶解                 |                | 17,900   |       |  |
|         | 軽合金溶解炉溶解             |                |          |       |  |
| 鍛造      | プレス型鍛造               |                |          |       |  |
| 電気機器組立て | シーケンス制御              |                |          |       |  |
| 内燃機関組立て | 量産形内燃機関組立て           |                |          |       |  |
| 配管      | 建築配管                 |                |          |       |  |
|         | プラント配管               |                |          |       |  |
| 型枠施工    | 型枠工事                 |                |          |       |  |

|            |                      |               |        |
|------------|----------------------|---------------|--------|
| ガラス施工      | ガラス工事                |               |        |
| 金属材料試験     | 機械試験                 |               |        |
|            | 組織試験                 |               |        |
| 機械・プラント製図  | 機械製図手書き              | 平成30年1月28日(日) | 13,100 |
|            | 機械製図CAD              |               |        |
| 和裁         | 和服製作                 |               |        |
| 金型製作       | プレス金型製作              |               | 17,900 |
| 工場板金       | 機械板金                 |               |        |
|            | 数値制御タレットパンチ<br>プレス板金 |               |        |
| 自動販売機調整    | 自動販売機調整              |               |        |
| 鉄道車両製造・整備  | 走行装置整備               |               |        |
|            | 鉄道車両点検・調整            |               |        |
| 油圧装置調整     | 油圧装置調整               |               |        |
| 農業機械整備     | 農業機械整備               |               |        |
| 冷凍空調和機器施工  | 冷凍空調和機器施工            |               |        |
| 紙器・段ボール箱製造 | 段ボール箱製造              |               |        |
| 強化プラスチック成形 | エポキシ樹脂積層防食           |               |        |
|            | ビニルエステル樹脂積層<br>防食    |               |        |
| 石材施工       | 石材加工                 |               |        |
| パン製造       | パン製造                 |               |        |
| 防水施工       | 塩化ビニル系シート防水<br>工事    |               |        |
| 電気製図       | 配電盤・制御盤製図            | 平成30年2月4日(日)  | 13,100 |
| ローブ加工      | ローブ加工                |               | 17,900 |
| 半導体製品製造    | 集積回路チップ製造            |               |        |
|            | 集積回路組立て              |               |        |
| プリント配線板製造  | プリント配線板設計            |               |        |
|            | プリント配線板製造            |               |        |
| 空気圧装置組立て   | 空気圧装置組立て             |               |        |
| 帆布製品製造     | 帆布製品製造               |               |        |
| 菓子製造       | 洋菓子製造                |               |        |
|            | 和菓子製造                |               |        |

|            |            |  |  |  |
|------------|------------|--|--|--|
| 建築大工       | 大工工事       |  |  |  |
| かわらぶき      | かわらぶき      |  |  |  |
| 鉄筋施工       | 鉄筋施工図作成    |  |  |  |
|            | 鉄筋組立て      |  |  |  |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事 |  |  |  |
| 自動ドア施工     | 自動ドア施工     |  |  |  |
| 塗装         | 鋼橋塗装       |  |  |  |
| 工業包装       | 工業包装       |  |  |  |

## 2級

| 検定職種      | 作業                | 学科試験日             | 受検手数料(円)          |       |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------|
|           |                   |                   | 実技試験              | 学科試験  |
| 機械検査      | 機械検査              | 平成30年1月21日(日)     | 14,900<br>(5,900) | 3,100 |
| 婦人子供服製造   | 婦人子供既服パターンメーカーキング |                   |                   |       |
| 金属溶解      | 鋳鋼溶解              |                   | 17,900<br>(8,900) |       |
|           | 軽合金溶解炉溶解          |                   |                   |       |
| 鍛造        | プレス型鍛造            |                   |                   |       |
| 電気機器組立て   | シーケンス制御           |                   |                   |       |
| 内燃機関組立て   | 量産形内燃機関組立て        |                   |                   |       |
| 配管        | 建築配管              |                   |                   |       |
|           | プラント配管            |                   |                   |       |
| 型枠施工      | 型枠工事              |                   |                   |       |
| ガラス施工     | ガラス工事             |                   |                   |       |
| 金属材料試験    | 機械試験              |                   |                   |       |
|           | 組織試験              |                   |                   |       |
| 機械・プラント製図 | 機械製図手書き           | 平成30年1月28日(日)     | 13,100<br>(4,100) |       |
|           | 機械製図CAD           |                   |                   |       |
| 和裁        | 和服製作              |                   |                   |       |
| 金型製作      | プレス金型製作           | 17,900<br>(8,900) |                   |       |
| 工場板金      | 機械板金              |                   |                   |       |
|           | 数値制御タレットパンチプレス板金  |                   |                   |       |
| 自動販売機調整   | 自動販売機調整           |                   |                   |       |

|            |               |                 |                   |                   |
|------------|---------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 鉄道車両製造・整備  | 走行装置整備        | 平成30年 2月 4日 (日) | 13,100<br>(4,100) |                   |
|            | 鉄道車両点検・調整     |                 |                   |                   |
| 油圧装置調整     | 油圧装置調整        |                 |                   |                   |
| 農業機械整備     | 農業機械整備        |                 |                   |                   |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工    |                 |                   |                   |
| 紙器・段ボール箱製造 | 段ボール箱製造       |                 |                   |                   |
| 強化プラスチック成形 | エポキシ樹脂積層防食    |                 |                   |                   |
|            | ビニルエステル樹脂積層防食 |                 |                   |                   |
| 石材施工       | 石材加工          |                 |                   |                   |
| パン製造       | パン製造          |                 |                   |                   |
| 防水施工       | 塩化ビニル系シート防水工事 |                 |                   |                   |
| 電気製図       | 配電盤・制御盤製図     |                 |                   | 17,900<br>(8,900) |
| ロープ加工,     | ロープ加工         |                 |                   |                   |
| 半導体製品製造    | 集積回路チップ製造     |                 |                   |                   |
|            | 集積回路組立て       |                 |                   |                   |
| プリント配線板製造  | プリント配線板設計     |                 |                   |                   |
|            | プリント配線板製造     |                 |                   |                   |
| 空気圧装置組立て   | 空気圧装置組立て      |                 |                   |                   |
| 帆布製品製造     | 帆布製品製造        |                 |                   |                   |
| 菓子製造       | 洋菓子製造         |                 |                   |                   |
|            | 和菓子製造         |                 |                   |                   |
| 建築大工       | 大工工事          |                 |                   |                   |
| かわらぶき      | かわらぶき         |                 |                   |                   |
| 鉄筋施工       | 鉄筋施工図作成       |                 |                   |                   |
|            | 鉄筋組立て         |                 |                   |                   |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事    |                 |                   |                   |
| 自動ドア施工     | 自動ドア施工        |                 |                   |                   |
| 塗装         | 鋼橋塗装          |                 |                   |                   |
| 工業包装       | 工業包装          |                 |                   |                   |

3級

| 検定職種           | 作業                | 学科試験日         | 受検手数料（円）        |        |
|----------------|-------------------|---------------|-----------------|--------|
|                |                   |               | 実技試験            | 学科試験   |
| 電気機器組立て        | シーケンス制御           | 平成30年1月21日（日） | 17,900          | 3,100  |
| 内燃機関組立て        | 量産形内燃機関組立て        |               | (8,900)         |        |
| 配管             | 建築配管              |               | <b>【11,900】</b> |        |
|                |                   |               | (2,900)         |        |
| 和裁             | 和服製作              | 平成30年1月28日（日） | 13,100          | 17,900 |
| 機械・プラント製図      | 機械製図手書き           |               | (4,100)         |        |
|                | 機械製図CAD           |               | <b>【8,700】</b>  |        |
|                |                   | (2,900)       |                 |        |
| 造園             | 造園工事              | 平成30年2月4日（日）  | 17,900          | 17,900 |
| 冷凍空調和機器施工      | 冷凍空調和機器施工         |               | (8,900)         |        |
| 家具製作           | 家具手加工             |               | <b>【11,900】</b> |        |
|                |                   |               | (2,900)         |        |
| テクニカルイラストレーション | テクニカルイラストレーションCAD | 平成30年2月4日（日）  | 13,100          | 13,100 |
| 電気製図           | 配電盤・制御盤製図         |               | (4,100)         |        |
|                |                   |               | <b>【8,700】</b>  |        |
|                |                   |               | (2,900)         |        |
| 機械検査           | 機械検査              | 平成30年2月4日（日）  | 14,900          | 14,900 |
|                |                   |               | (5,900)         |        |
|                |                   |               | <b>【9,900】</b>  |        |
|                |                   |               | (2,900)         |        |
| 機械加工           | 普通旋盤              | 平成30年2月4日（日）  | 17,900          | 17,900 |
| 電子機器組立て        | 電子機器組立て           |               | (8,900)         |        |
| プリント配線板製造      | プリント配線板設計         |               | <b>【11,900】</b> |        |
|                |                   |               | (2,900)         |        |
| プラスチック成形       | 射出成形              | 平成30年2月4日（日）  |                 |        |
| 建築大工           | 大工工事              |               |                 |        |

（注1） 受検手数料欄の（ ）内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳未満の者が受検する場合の手数料である。

（注2） 受検手数料欄の【 】内は、高等学校、専門学校等の在校生が受検する場合の手数料である。

（注3） 受検手数料欄の〈 〉内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳未満の者であって、高等学校、専門学校等の在校生が受検する場合の手数料である。

単一等級

| 検定職種        | 作業          | 学科試験日         | 受検手数料（円） |       |
|-------------|-------------|---------------|----------|-------|
|             |             |               | 実技試験     | 学科試験  |
| 製麺          | 機械乾麺製造      | 平成30年1月28日（日） | 17,900   | 3,100 |
| エーエルシーパネル施工 | エーエルシーパネル工事 |               |          |       |
| 電子回路接続      | 電子回路接続      | 平成30年2月4日（日）  |          |       |



~~~~~  
**兵庫県告示第794号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成29年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成29年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

**1 試験日時**

平成29年11月10日（金）午前10時から正午まで

**2 試験場所**

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 12階会議室1202

**3 試験科目**

- (1) 砂利の採取に関する法令事項
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項

**4 受験手続****(1) 提出書類****ア 受験願書 1通**

用紙は、兵庫県ホームページ（[http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07\\_000000003.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000003.html)）に掲載。

又は、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、兵庫県県土整備部土木局河川整備課、各県民局・県民センターの商工労政担当課及び土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

**イ 写真 1枚**

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

**ウ 返信用封筒 1枚**

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に82円分の切手を貼り、宛先を明記したもの

**(2) 受付期間**

平成29年10月2日（月）から同月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成29年10月13日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

**(3) 提出先**

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

**(4) 手数料**

7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

**5 合格者の発表**

平成29年12月1日（金）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課前の廊下に掲示する。

**6 受験についての問合せ先**

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班  
電話（078）341-7711 内線2245  
（078）362-3334（直通）

~~~~~  
**兵庫県告示第795号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年8月18日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名            | 地区名    | 縦覧の期間                   | 縦覧の場所 |
|----------------|--------|-------------------------|-------|
| 農地整備事業（経営体育成型） | 犬飼田野地区 | 平成29年9月1日から<br>同 月21日まで | 姫路市役所 |



**兵庫県告示第796号**

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成29年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成29年9月1日から平成30年5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒して天敵微生物不織布製剤を設置するか、又は当該樹木を伐倒して剥皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。

ア 伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。

イ 作業現地に立看板などにより、伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。

ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署（消防署のない地域は市町）及び必要な関係機関と十分連絡等行うこと。

エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。

オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。

(3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

~~~~~

**兵庫県告示第797号**

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成29年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 区域及び期間****(1) 区域**

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

**(2) 期間**

平成29年9月1日から平成30年5月31日まで

**2 森林病虫害等の種類**

松くい虫

**3 行うべき措置の内容**

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

**4 命令をしようとする理由**

1(1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

**5 その他必要な事項**

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下となるように破砕すること。

(3) 3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。

ア 特別伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。

イ 作業現地に立看板などにより、特別伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。

ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署(消防署のない地域は市町)及び必要な関係機関と十分連絡等行うこと。

エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。

オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。

(4) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(5)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(5) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

~~~~~

**兵庫県告示第798号**

平成29年度第3・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

平成29年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 森 林<br>計 画 区 | 単 位<br>区 域 名 | 範 囲<br>(市・郡・町)                      | 単位区域内に存する皆伐を許される保安林面積(ha) |           |         |        |           | 備 考  |
|--------------|--------------|-------------------------------------|---------------------------|-----------|---------|--------|-----------|--|
|              |              |                                     | 水源かん養保安林                  | 土砂流出防備保安林 | 干害防備保安林 | 保健保安林  | 計         |  |
| 加古川          | 神崎川          | 川辺郡一円                               | —                         | 2.40      | —       | —      | 2.40      |  |
|              | 武庫川          | 三田市                                 | 213.72                    | 1.04      | —       | —      | 214.76    |  |
|              | 神戸地区         | 神戸市                                 | 8.18                      | 47.88     | —       | 37.36  | 93.42     |  |
|              | 東播地区         | 西脇市<br>加西市<br>加東市<br>多可郡一円          | 523.72                    | 112.98    | —       | 10.98  | 647.68    |  |
| 揖保川          | 中播地区         | 姫路市<br>神崎郡一円                        | 719.09                    | 134.44    | —       | 59.14  | 912.67    | 姫路市(旧姫路市、旧飾磨郡家島町、同郡夢前町及び旧神崎郡香寺町の区域をいう。)  |
|              | 揖保川          | 姫路市<br>たつの市<br>宍粟市<br>揖保郡一円         | 2,028.69                  | 185.18    | 3.28    | 31.40  | 2,248.55  | 姫路市(旧宍粟郡安富町の区域をいう。)<br>宍粟市(旧宍粟郡山崎町、同郡一宮町及び同郡波賀町の区域をいう。)<br>干害防備保安林は宍粟市(旧宍粟郡一宮町に係る区域)に限る。 |
|              | 千種川          | 相生市<br>赤穂市<br>宍粟市<br>赤穂郡一円<br>佐用郡一円 | 933.12                    | 201.07    | —       | 16.48  | 1,150.67  | 宍粟市(旧宍粟郡千種町の区域をいう。)  |
| 円山川          | 円山川<br>下流    | 豊岡市                                 | 1,204.24                  | 99.73     | 0.72    | 2.92   | 1,307.61  | 豊岡市(旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町及び同郡但東町の区域をいう。)<br>干害防備保安林は旧城崎郡城崎町に係る区域に限る。                |
|              | 矢田川          | 豊岡市<br>美方郡香美町                       | 1,107.72                  | 44.34     | 4.74    | 24.86  | 1,181.66  | 豊岡市(旧城崎郡竹野町の区域をいう。)<br>干害防備保安林は美方郡香美町(旧城崎郡香住町に係る区域)に限る。                                  |
|              | 岸田川          | 美方郡新温泉町                             | 568.98                    | 32.02     | —       | 1.42   | 602.42    |  |
|              | 南但地区         | 養父市<br>朝来市                          | 1,594.98                  | 222.15    | —       | 47.04  | 1,864.17  |  |
| 加古川          | 佐治川<br>～篠山川  | 篠山市<br>丹波市                          | 790.51                    | 120.86    | —       | 23.00  | 934.37    | 丹波市(旧水上郡柏原町、同郡水上町、同郡青垣町及び同郡山南町の区域をいう。)   |
|              | 竹田川          | 丹波市                                 | 104.98                    | 23.62     | —       | 8.66   | 137.26    | 丹波市(旧水上郡春日町及び同郡市島町の区域をいう。)   |
|              | 淡路地区         | 洲本市<br>南あわじ市<br>淡路市                 | 436.24                    | 2.02      | —       | 78.36  | 516.62    |  |
| 合 計          |              |                                     | 10,234.17                 | 1,229.73  | 8.74    | 341.62 | 11,814.26 |  |

兵 庫 県 告 示 第 799 号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 平 松 知 雄
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

|  |   |                      |     |          |        |
|--|---|----------------------|-----|----------|--------|
| 種 類  | 63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)                    | 63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2) |     |          |        |
| 能 力  | 26,940m <sup>3</sup> /時                 | 16m <sup>3</sup> /時  |     |          |        |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 許可後                                     | 同 左                  |     |          |        |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 着手後30日                                  | 着手後20日               |     |          |        |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 完成後                                     | 同 左                  |     |          |        |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 8時30分～20時30分 12時間                       | 同 左                  |     |          |        |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | な し                                     | 同 左                  |     |          |        |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                                     | 通 常                  | 最 大 | 通 常      | 最 大    |
|  | 水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)                    | 2～5                  | 2～8 | 3～7.2    | 同 左    |
|  | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)                    | 12以下                 | 12  | 10以下     | 10     |
|  | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L)                      | 80以下                 | 80  | 10以下     | 10     |
|  | 浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)                     | 10以下                 | 10  | 10以下     | 10     |
|  | 窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)                     | 48以下                 | 48  | 35,000以下 | 35,000 |
|  | リン 含 有 量 (単位 mg/L)                      | —                    | —   | —        | —      |
|  | ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)                    | —                    | —   | —        | —      |
|  | ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)                    | 5以下                  | 5   | —        | —      |
|  | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L) | 48以下                 | 48  | 35,000以下 | 35,000 |
|  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)               | 3以下                  | 3   | 2以下      | 2      |
|  | 銅 含 有 量 (単位 mg/L)                       | —                    | —   | —        | —      |
|  | 亜 鉛 含 有 量 (単位 mg/L)                     | 34以下                 | 34  | —        | —      |
|  | 溶 解 性 鉄 含 有 量 (単位 mg/L)                 | —                    | —   | —        | —      |
| ク ロ ム 含 有 量 (単位 mg/L)                            | 1.3以下                                   | 1.3                  | —   | —        |        |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 4                                       | 6                    | 0.1 | 同 左      |        |

|                              |       |                              |        |                              |     |                   |     |
|------------------------------|-------|------------------------------|--------|------------------------------|-----|-------------------|-----|
| 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1) |       | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2) |        | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3) |     | 66号 電気めつき施設       |     |
| 400個/月                       |       | 0.5kg/日                      |        | 6kg/日                        |     | 25,000kg/日        |     |
| 同 左                          |       | 同 左                          |        | 同 左                          |     | 同 左               |     |
| 着手後7日                        |       | 着手後20日                       |        | 着手後7日                        |     | 着手後30日            |     |
| 同 左                          |       | 同 左                          |        | 同 左                          |     | 同 左               |     |
| 同 左                          |       | 同 左                          |        | 24時間連続                       |     | 8時30分~20時30分 12時間 |     |
| 同 左                          |       | 同 左                          |        | 同 左                          |     | 同 左               |     |
| 通常                           | 最大    | 通常                           | 最大     | 通常                           | 最大  | 通常                | 最大  |
| 10.15                        | 同 左   | 1~11                         | 同 左    | 2~3                          | 同 左 | 2~5               | 2~8 |
| 6,250以下                      | 6,250 | 10以下                         | 10     | 5以下                          | 5   | 12以下              | 12  |
| 6,250以下                      | 6,250 | 22,500                       | 同 左    | 20以下                         | 20  | 80以下              | 80  |
| 20以下                         | 20    | 10以下                         | 10     | 20以下                         | 20  | 10以下              | 10  |
| 423以下                        | 423   | 99,000以下                     | 99,000 | —                            | —   | 48以下              | 48  |
| 1,250以下                      | 1,250 | —                            | —      | —                            | —   | —                 | —   |
| 20以下                         | 20    | —                            | —      | —                            | —   | —                 | —   |
| —                            | —     | —                            | —      | —                            | —   | 5以下               | 5   |
| 423以下                        | 423   | 99,000以下                     | 99,000 | —                            | —   | 48以下              | 48  |
| 5以下                          | 5     | 2以下                          | 2      | 1.2以下                        | 1.2 | 3以下               | 3   |
| —                            | —     | 50,000以下                     | 50,000 | —                            | —   | —                 | —   |
| —                            | —     | —                            | —      | —                            | —   | 34以下              | 34  |
| —                            | —     | 45,000以下                     | 45,000 | —                            | —   | —                 | —   |
| —                            | —     | —                            | —      | —                            | —   | 1.3以下             | 1.3 |
| 0.032以下                      | 0.032 | 0.002                        | 同 左    | 0.06                         | 同 左 | 96                | 134 |

備考 汚水等は、公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年9月1日から同月22日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



**兵庫県告示第800号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所  
伊丹市端原4丁目1番地  
所長 渡 邊 齊
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所  
伊丹市端原4丁目1番地
- (3) 特定施設に関する事項



|  |                         |                               |      |      |      |
|--|-------------------------|-------------------------------|------|------|------|
| 種 類  | 63号ホ 廃ガス洗浄施設<br>(No. 1) | 63号ホ 廃ガス洗浄施設<br>(No. 2、No. 3) |      |      |      |
| 能 力  | 2.0m <sup>3</sup> /分    | 同 左                           |      |      |      |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 許可後                     | 同 左                           |      |      |      |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 着手後7日                   | 同 左                           |      |      |      |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 完成後                     | 同 左                           |      |      |      |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 24時間連続                  | 同 左                           |      |      |      |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | なし                      | 同 左                           |      |      |      |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                     | 通常                            | 最大   | 通常   | 最大   |
|  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数) | 8.9                           | 9.6  | 8.9  | 9.6  |
|  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 0.02                          | 0.4  | 0.02 | 0.4  |
|  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 0.01                          | 0.02 | 0.01 | 0.02 |
|  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)  | 0.05                          | 0.08 | 0.05 | 0.08 |
|  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | —                             | —    | —    | —    |
|  | 磷 含 有 量<br>(単位 mg/L)    | —                             | —    | —    | —    |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 43.2                    | 57.6                          | 21.6 | 43.2 |      |

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 65号 酸又はアルカリ<br>による表面処理施設 |     |
| 80m <sup>3</sup> /分      |     |
| 同 左                      |     |
| 同 左                      |     |
| 同 左                      |     |
| 同 左                      |     |
| 同 左                      |     |
| 通 常                      | 最 大 |
| 3                        | 3   |
| 5未満                      | 5   |
| 5未満                      | 5   |
| 1                        | 10  |
| —                        | —   |
| —                        | —   |
| 10                       | 20  |
| 40                       | 80  |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年9月1日から同月22日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ王子店

所在地 小野市王子町593ほか

2 同法第8条第1項の規定により小野市から聴取した意見の概要

自家用広告物を掲出する場合は、兵庫県の屋外広告物条例に基づき、「屋外広告物許可等申請書」の提出が必要となるため、留意されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年9月1日から1月間

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第270号

平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年9月1日

兵庫県公安委員会

委員長 三宅知行

変更に係る事項

表9の部代表者の氏名の項

変更前 小林 守

変更後 小林 武彦



兵庫県公安委員会告示第271号

平成17年兵庫県公安委員会告示第100号（運転免許取得者教育施設の認定）について、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第5条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第7条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年9月1日

兵庫県公安委員会

委員長 三宅知行

変更に係る事項

表9の部代表者の氏名の項

変更前 小林 守

変更後 小林 武彦